

**幼児・児童・生徒の実態**  
 ・個別の指導計画に応じた指導、保護者や医療機関との連携が必要。  
 ・個別に障害による健康面の配慮が必要。  
 ・活動量、体格の個人差が大きく一部閉鎖指導が必要。  
 ・障害によるものも含め、健康診断の結果、受診勧告書を配布する割合が多い。  
 ・抵抗力が弱く衛生面での配慮が必要。  
 ・歯科衛生管理に難しい面があり、年2回歯科健診、歯科指導での対応が必要。  
 ・嗜好に偏りがあり、こだわりが強いこともあり支援が必要。  
 ・口腔機能、身体機能面に課題があり、食事や歩行、運動面での配慮が必要。ケガをしやすい。  
 ・自ら心身の状態を訴えたり説明したりすることが難しい。  
 ・子どもとの信頼関係や声掛けがスムーズな治療、処置につながる。  
 ・安静や手当後の清潔が守り難く予後が悪くなる場合もある。

**保護者の子どもたちの健康に関する実態**  
 ・学校に協力的である。  
 ・健康・食育に対して関心度が高い。  
 ・健康管理について、経験不足や習得に時間がかかること、障害による横切面での難しさなどに課題を感じている。

**【学校教育目標】**  
 ①人と共に様々な活動に参加する中で、本人の意思や願いを表明・発信する力を身につける。  
 ②主体的に生活(「くらし」が「働く」「余暇」)に向かう力を身につける。  
 ③生活を豊かにするために必要な知識・技能とそれらを統合し、よりよく問題解決をする力を身につける。

**【保健給食部経営方針】**  
 ①幼児児童生徒の実態を把握し、よりよい運営ができるよう努める。  
 ②保健室、給食室が健康センターとして機能できるよう、常に情報を収集し資料をまとめ、ホームページ等で発信する。  
 ③健康・ストレス問題について、メンタル面や食育の視点も含めたヘルスカウンセリングの場として活動する。  
 ④幼児児童生徒および教職員が心身ともに健康で過ごせるよう環境整備に努める。

**【保健給食目標】**  
 ①幼児児童生徒一人ひとりの健康状態を把握し、個に応じた健康管理に努める。  
 ②食に興味をもち、感謝して食を楽しむことができるよう努める。  
 ③基本的な生活習慣の定着化を図る。

- ・学校教育法
- ・学習指導要領
- ・学校保健安全法
- ・学校保健安全法施行規則
- ・学校保健安全法「学校環境衛生基準」
- ・食育基本法
- ・食育推進基本計画
- ・学校給食法
- ・食育基本法
- ・食に関する指導の手引

**【学校保健目標】** ○スマイル(健康教育・食育)共通目標  
 ・自分のからだは自分で守る力を育む  
 ・豊かな心で生活できる力を育む  
 ・食に興味をもち、感謝して食を楽しむことができる力を育む

・個別の指導計画

保健-健康教育 各学部の発達段階に応じた到達目標 (大塚特別支援学校:学習指導内容表)							
重点	領域	学習内容表 項目番号	幼稚部	小学部	中学部	高等部	
	関係の形成と集団参加	Ⅶ-8 社会へよりよく参加するための内容					・異性との交際等の人間関係について知る
○	生活	I-(1)食べる-3 マナー	・みんなと一緒に食事ができる ・さまざまな食べ物を食べてみようとする ・また少し量を食べることが出来る	・さまざまな食べ物を少量は食べる ・促されてさまざまな食べ物を食べる	・さまざまな食べ物を食べる ・食べる量が適切であり、適切な時間内で食べ終わる		
	生活	I-(2)睡眠-3 定時の寝起き	・大人と一緒に定時に寝起きすることができる	・定時に寝起きする	・起こされたらすぐ起きる		・目覚まし時計を使って必要な時間に起きる
	生活	I-(3)排泄-マナー		・休み時間にトイレに行く ・人前でお尻を見せないように排せつする	・出かけるときや活動の前にトイレに行く ・和洋式の使い方が分り汚さないように注意ができる		・時と場合を考えてトイレに行く
◎	生活	I-(5)清潔-2 手洗い・うがい	・ブクブク、ガラガラうがいをまねる ・大人と一緒に手を洗う	・ブクブク、ガラガラうがいをやる ・援助を受けて手を洗う	・手の汚れに注意して洗う ・食事前や排せつ後などに手を洗う		
◎	生活	II-(5)-6その他の清潔 II-(11)健康管理-2体の仕組みと働き			・調理や給食のとき、マスクや帽子を使う ・汗、鼻水、出血などに気づき拭いたりする ・援助を受けて生理の手当、後始末ができる		・自分で生理の手当、後始末ができる
	生活	II-(11)健康管理-生活リズムと精神衛生		・一日のうちほぼ決まった時間に食べる	・食事をきちんと食べる ・食べ過ぎない		・丈夫な体を作るためにバランスよく食べなくてはならないことを知り、実践しようとする
○	生活	II-(11)-2 体の仕組みと働き	・からだの部位の名前がわかる		・からだの部位の名前や働きがわかる		
	生活	II-(11)-3 健康管理 予防	・健康診断が受けられる		・健康診断の結果に関心を持つ		
◎	生活	II-(11)-4 健康管理 対処	・けがをした、おなかが痛いなど親や教師に訴える	・けがや体調の変化を伝える	・腹痛、歯痛など体の調子の悪い時、けがをした時、その状態を知らせる		
◎	社会生活・進路学習	Iくらしの場-1安全・健康なくらし			・安全、健康なくらしを理解し、身に着ける(防犯、施設、留守番、通院、服薬、食品衛生、健康・清潔、性)		

特別活動					
	スマイル(健康教育)目標	スマイル(健康教育)学習内容 (※その他、個別指導・クラス指導)	保健行事・健康診断関係	学校行事	学校保健給食委員会 学校環境衛生管理 校務 A(安全・衛生・保健給食)
1 学期	4月 健康で1年を過ごそう	スマイルの学習が始まります 健康診断を受けよう	・保健室開室 ・スマイル、発育測定(身長・体重・爪) ・保健調査票、診療情報提供書 ・健康診断 (眼科、歯科、尿、胸部X線、耳鼻科)	入学式 新入生歓迎会 個人面談	・学校医、薬剤師との年度初め打合せ、学校保健給食委員会 ・納入業者、調理委託会社との契約開始 ・学校給食施設定期衛生検査(各種) ・校内安全、安全点検 ・水質検査、環境整備
	5月 ころころからだの学習	自分のからだを大切にしよう	・スマイル、発育測定(体重・爪) ・健康診断 (心臓、内科、尿二次、視力、聴力)	校外学習(中)	・学校医、薬剤師との年度初め打合せ、学校保健給食委員会 ・校内安全、安全点検 ・水質検査、環境整備
	6月 ころころからだの学習	からだの清潔 ころころからだの成長	・スマイル、発育測定(体重・爪) ・そら組宿泊健康調査、宿泊前検診 ・定期健康診断事後措置	宿泊(小) 現場実習(高) 個人面談	・教職員健康診断 ・校内安全、安全点検 ・水質調査、環境整備
	7月 健康で1年を過ごそう	季節の健康	・スマイル、発育測定(体重・爪) ・定期健康診断事後措置	夏季休業~8月	・学校薬剤師による学校環境衛生検査、学校保健給食委員会 ・校内安全、安全点検 ・水質検査、環境整備
2 学期	9月 すてきなわたしになろう	命の大切さを考えよう	・スマイル、発育測定(身長・体重・爪) ・つき組宿泊健康調査、宿泊前検診 ・中3修学旅行健康調査、宿泊前検診	交流会(中) 修学旅行(中3)	・教職員ストレスチェック ・学校給食施設定期衛生検査(各種) ・校内安全、安全点検 ・水質検査、環境整備 ・校内分掌前期反省
	10月 健康で1年を過ごそう 大塚食育ステップ	ころころからだの健康	・スマイル、発育測定(体重・爪) ・秋の歯科健診 ・高2修学旅行健康調査、宿泊前検診	修学旅行(高2) 現場実習(高) 個人面談 陸上競技大会(中)	・学校医と情報交換、学校保健給食委員会 ・校内安全、安全点検 ・水質検査、環境整備 ・校内分掌前期反省
	11月 健康で1年を過ごそう	歯と口の健康	・スマイル、発育測定(体重・爪)	大塚祭 おたのしみ会(幼) 交流会(小)	・校内安全、安全点検 ・水質検査、環境整備
	12月 すてきなわたしになろう	人との関わりを考えよう	・スマイル、発育測定(体重・爪) ・入試に伴う健康診断	入試 お楽しみ会(小) 冬季休業	・学校薬剤師による学校環境衛生検査、学校保健給食委員会 ・校内安全、安全点検 ・水質検査、環境整備 ・筑波大学環境安全管理課(校内安全点検)
3 学期	1月 すてきなわたしになろう	ルールとマナー	・スマイル、発育測定(身長・体重・爪) ・中高スキー合宿健康調査、内科検診	スキー合宿(中高) 保護者会 交流会(小)	・学校給食施設定期衛生検査(各種) ・校内安全、安全点検 ・水質検査、環境整備
	2月 すてきなわたしになろう	人との関わり からだの清潔	・スマイル、発育測定(体重・爪) ・高3修学旅行健康調査、内科検診 ・年度末反省、まとめ	研究協議会 修学旅行(高3) 個人面談	・校内安全、安全点検 ・水質検査、環境整備 ・校内分掌後期反省
	3月 健康で1年を過ごそう	ころころからだの健康 ふりかえり	・スマイル、発育測定(体重・爪) ・次年度計画、準備 ・本年度保健室開室	個人面談 卒業生を送る会 卒業式 春季休業	・校内安全、安全点検 ・水質検査、環境整備 ・次年度計画、準備、部内検討

家庭・地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康や食育に関する意識を高め、協力を得られる組織体制の整備を行う。</li> <li>○一般公開用・保護者用ホームページを活用したスマイル学習動画、スマイルだよりなどの情報提供を行う。</li> <li>○学校保健給食委員会活動を通じた、学校医と家庭との健康コーディネーターの役割を担う。</li> </ul>
個別相談:指導の方針及び取り組み	学部主事、教諭、栄養教諭と連携を図りながら幼児児童生徒の実態把握を行い、個別相談実施後実施計画を立てる。全職員で共通理解を図る。